

# 平成30年度 農作業標準労働賃金協定表

平成30年4月～平成31年3月末まで  
大山町農業委員会

## 農作業標準労働賃金協定額

平成30年度の農作業標準労働賃金協定額が決まりました。適用期間は平成30年4月から31年3月末です。  
この協定額は全町の標準額であり、地区や農地の状況で異なりますので、この労働賃金表を参考に、話し合いによって決めてください。

作業名		協定額 (税込み)	摘要
田植え	機械植え (10a当たり)	6,500円	1. 側条施肥付500円加算 2. その他薬剤散布等は適宜加算
	一般労務	800円	1. 1時間当たりの料金 2. 時間帯により適宜加算 3. 葉たばこ・ネギ調理含む
耕耘機・トラクター	荒起	6,000円	1. 農地の状況により適宜加算
	こなし	3,600円	
	代かき	5,000円	
	こなし・代かき同時	7,000円	
	フレールモア (10a当たり)	6,000円	
堆肥	散布	1,500円	1. 1t当たりの料金 2. 堆肥料金は別途料金
	あぜ草刈(1時間当たり)	1,800円	1. 刈払機(機械代・燃料代含む)
	あぜ塗り(1m当たり)	70円	1. 農地の状況により適宜加算
	薬剤散布(10a当たり)	1,000円	1. ナイアガラ散布 (機械代・燃料代含む)
	追肥(10a当たり)	1,500円	1. 機械代・燃料代含む
稲刈	バインダー (10a当たり)	8,000円	1. すみ刈りは、委託者で行う
	コンバイン (10a当たり)	16,500円	1. カッター使用の場合は500円加算 2. 結束機使用の場合は2,000円加算 3. すみ刈りは委託者で行う 4. 倒伏の場合は下記基準を協議のうえ加算する 2割～5割の倒伏・・・1割増 5割以上の倒伏・・・3割増 5. 湿田の場合は協議のうえ加算する
稲脱穀	ハーベスター (10a当たり)	7,500円	

賄いなし

※消費税総額表示(協定額は消費税8%を含んだものです)  
※梨については、西部果樹協会(0859-37-5814)へお問い合わせください。

◆問い合わせ先  
農業委員会  
☎0858  
58-6115

### 大山町の「ごみ事情」① 「ごみを減らす」



わたしたちの日々の暮らしの中で、切っても切り離せないもののひとつに「ごみ」があります。食事をすれば残飯が、ものを買えば包装紙や容器が、古くなって使えなくなればそのもの自体が、というようにさまざまな「ごみ」が出ます。「ごみ」と上手に付き合うことは、地球規模で言えば『環境にやさしい』、家庭規模で言えば『節約につながる』ことだと言えるでしょう。

そこで、誰もが簡単にできるごみを減らすコツをご紹介します。

- ① 買い物の段階で「ごみになるものを買わない。
- ② 詰め替えできるものは詰め替え用を選ぶ。
- ③ リサイクルが可能なものを選ぶ。
- ④ 買い物袋(マイバック)を持参する。
- ⑤ マイ箸を活用する。
- ⑥ 「ごみとなったものは分別を徹底する。

どれも簡単に実践できるものです。ごみを上手にコントロールして、地球にも家計にもやさしい「ごみ」との付き合い方をしていきましょう。